

# 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の枠組み

## はじめに（推進計画策定の背景）

### 人にやさしいまちづくりにかかわる社会情勢

少子高齢化の進展 高齢者、妊婦、子ども、子ども連れの人に配慮した環境整備  
 ノーマライゼーション理念の浸透 個人の状況に関係なく、一人ひとりの選択と自己決定により社会に参加できる環境づくり  
 バリアフリーの充実 物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁への対処  
 ユニバーサルデザインの普及 はじめから障壁をつくることなく、誰にとっても利用しやすいデザインとする意識の高まり  
 環境への配慮 地球環境問題への問題意識の高まり、自然環境の保全・再生・活用

### 国・東京都の動向

「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定（平成17年、国土交通省）  
 「バリアフリー新法」施行（平成18年12月）  
 「建築物バリアフリー条例」施行（平成18年12月、東京都）  
 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」策定（平成20年3月、内閣府）

### 西東京市の動向

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」施行（平成19年12月）

（基本理念）  
 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。  
 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への付加の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。  
 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。  
 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

【条例制定の背景（条例制定市民懇談会）】

西東京市においても進展する少子・高齢化  
 ノーマライゼーション理念の実現の必要性  
 地域とともに支えあう社会の形成（地域福祉の推進）  
 経済効率性を確保するまちづくりから、快適性や生活者の視点に立った人間性豊かなまちづくりへ

## 計画の基本事項

### 計画策定の目的

すべての市民が快適で安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、ハード・ソフトにわたる必要な施策を総合的・体系的に示すとともに、市民・事業者の協力のもとに取り組みを推進する

### 計画の位置づけ

西東京市における  
 人にやさしいまちづくりの総合的な指針

### 上位計画

- ▶ 西東京市基本構想
- ▶ 西東京市後期基本計画
- ▶ 西東京市都市計画マスタープラン

### 交通関連計画

- ▶ 西東京市交通計画

### みどり・環境関連計画

- ▶ 西東京しみどりの基本計画
- ▶ 西東京市環境基本計画

### 福祉関連計画

- ▶ 西東京市地域福祉計画
- ▶ 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ▶ 西東京市障害者基本計画
- ▶ 西東京市次世代育成支援行動計画

### 計画の期間

平成21(2009)～30(2018)年度

ただし、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の改定状況を考慮しながら適宜見直しを行う

## 計画の基本的な考え方

### 推進計画の基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んで良かったと思えるまちへ

### 基本方針

- 1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり
- 2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり
- 3 安らぎが感じられるまちづくり

### 計画の視点

市が率先して取り組むとともに、市民や事業者の取り組みも活性化する  
 地域福祉活動との連携を図る  
 計画の実効性を高める  
 計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

### 計画に定める事項（条例第7条第2項）

- 1 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- 2 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- 3 高齢者・障害者に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
- 4 公共施設のバリアフリー化（障害者基本法第18条に規定する施設のバリアフリー化）の推進に関する事項
- 5 小規模店舗のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- 6 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- 7 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
- 8 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- 9 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

### 基本目標

やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

すべての人にやさしい公共空間づくり

市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

施策の体系  
 （次ページ）

# 施策の体系

## 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザインの理念や高齢者・障害者等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。  
また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進していきます。

<b>1-1 心のバリアフリー等の推進</b> (15ページ) 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発 【都市計画課】 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進 【教育指導課、生活福祉課、社会教育課、公民館】 3) 学校や地域での環境学習の推進 【教育指導課、環境保全課、社会教育課、公民館】 4) 世代間交流や障害者との交流の推進 【教育指導課、公民館ほか】	<b>1-2 情報の収集・提供</b> (17ページ) 1) ホームページによるバリアフリー情報の提供 【都市計画課】 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実 【生活福祉課ほか】 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供 【生活福祉課ほか】 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供 【生活福祉課、企画政策課】	<b>1-3 ともに支えあう活動の支援</b> (19ページ) 1) 地域コミュニティの形成促進 【生活文化課】 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備 【生活福祉課】 3) みんなで支えあう地域づくりの支援 【生活福祉課】 4) 高齢者の支えあいネットワーク事業の推進 【高齢者支援課】 5) 障害者の生活支援のネットワークの形成 【障害福祉課】 6) 防災・防犯市民組織活動への支援 【危機管理室】 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり 【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、生活福祉課ほか】 8) 子どもの緊急避難場所の確保（子ども110番ピーボ君の家） 【児童青少年課】 9) ボランティア、NPO、市民活動の支援 【生活福祉課、企画政策課】
---	---	---

## 2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等や公共交通事業者による旅客施設等のバリアフリー化により、高齢者・障害者等を含むすべての人が快適に利用できる公共空間整備を推進します。  
また、市民の憩いの場となる公園、緑地、散策道などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

<b>2-1 公共建築物のバリアフリー化等の推進</b> (26ページ) 1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザインの推進 【管財課】 2) だれもが利用しやすい公共施設（図書館・公民館、文化・スポーツ施設等）の整備 【図書館・公民館、生活文化課、スポーツ振興課】	<b>2-2 まちなかにおける安全性の向上</b> (27ページ) 1) 快適な道路空間の創出 【道路管理課、道路建設課】 2) 都市計画道路の整備推進 【道路建設課】 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進 【道路管理課】 4) 安全・安心な生活道路の整備 【道路建設課】 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり 【道路管理課】 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進 【都市計画課、道路建設課、再開発課ほか】 7) 交通安全活動の推進 【道路管理課】 8) 通学路・通園路の安全確保の充実 【教育企画課、道路管理課】	<b>2-3 公共交通機関等の利便性の向上</b> (29ページ) 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進 【都市計画課】 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進 【道路管理課、道路建設課】 3) 路線バス・コミュニティバス(はなバス)の利便性向上 【都市計画課】 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実 【高齢者支援課、障害福祉課】	<b>2-4 公共の緑の保全と整備</b> (30ページ) 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理 【みどり公園課】 2) 公園・緑地の確保 【みどり公園課】 3) 水辺空間の整備促進 【みどり公園課】 4) 公共施設における緑化の推進 【みどり公園課】
---	--	--	---

## 3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

高齢者・障害者等にとって日常生活に不可欠な小規模店舗のバリアフリー化を推進します。また、高齢者・障害者、妊婦、乳幼児連れの人などの外出利便性を高めるよう、民間施設への協力を要請していきます。さらに、民有地の緑地の積極的な保全・活用と、宅地や事業所などにおける緑化を促進します。

<b>3-1 小規模店舗のバリアフリー化に関する支援</b> (35ページ) 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進 【都市計画課】 2) 補助制度の活用によるバリアフリーの誘導 【都市計画課】	<b>3-2 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保</b> (36ページ) 1) 民間施設による外出者への支援 【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】 2) まちなかにおける休憩スペースの確保 【都市計画課、産業振興課】 3) 民間施設に対する優遇措置の検討 【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】	<b>3-3 民有地における緑化の促進</b> (37ページ) 1) 開発指導による緑の保全・創出 【みどり公園課、都市計画課】 2) 市民・事業者による緑化の推進 【みどり公園課】 3) 農を通じた市民との交流の促進 【産業振興課】 4) グリーンバンク制度の利用促進 【みどり公園課】
---	--	---

# 計画の推進方策

計画を着実に推進するため、推進体制の構築、並びに進行管理と評価・改善の仕組みづくり、表彰制度の活用による推進方策について検討します。